

石綿ばく露の可能性のある者の健康管理について

石綿ばく露の可能性のある者の健康管理についての要望

鳥栖市は平成 18 年度から、横浜市・羽島市においては、平成 19 年度から、環境省の委託を受け、「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」（以下「健康リスク調査」という。）を実施しています。

現在、この「健康リスク調査」において、石綿取扱事業所の周辺住民、石綿取扱い事業所の近隣事業所への勤務者などで、石綿ばく露作業の従事歴などがないにもかかわらず、石綿にばく露したことを示す医学的所見である「胸膜プラーク」が認められた者が確認されており、一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害が危惧されます。

しかし、これらの者が定期的に健診を受けられるような健康管理の仕組みがなく、当該住民は将来への健康不安を強く抱いております。

一方で、石綿健康管理手帳の交付要件が改正され、石綿取扱業務等の周辺で別の業務に従事していた者についても、石綿ばく露の特徴的な所見である「胸膜プラーク」が認められた場合など、一定の条件の下で当該手帳の交付対象となるなど、職業性間接ばく露者についても健診対象とされています。

このことは、同様の医学的所見が認められるにもかかわらず、職業性か否かにより、健診の実施に差異があることとなります。

つきましては、住民が安心して生活できるような健康管理制度の早期創設等について、昨年に引き続き次のとおり要望します。

○要望項目 1

将来中皮腫や肺がんのリスクを有する胸膜プラークなど石綿ばく露の所見のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムの創設

【理由等】

環境省による第 2 期石綿の健康リスク調査（平成 22～26 年度）については、その目的において、従来からの解析に加え、胸膜プラーク等の所見を有する群と有しない群の 2 群間の石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、「石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集する。」とされているが、そもそも本調査は、特定の地域等に限定され、かつ、調査に同意する者について健診を行うものであること。また、そこから導き出された結果により必要な施策として制度構築を検討しているのは、あまりにも長期間を要し、今まさに健診が必要な者への対応にならない。

従って、予算措置による委託調査ではなく、石綿ばく露特有の医学的所見のある者等が指定医療機関において無料で健診及び保健指導等が受けられ、また、環境省の調査にも活用できるような事業として制度化されたい。

○要望項目 2

住民自らが適切に健康管理を行うために必要なリスク情報の開示

- (1) これまで実施した「健康リスク調査」の結果から、石綿ばく露特有の医学的所見がある者と石綿取扱事業所等との距離関係などの分析及び公表

【理由等】

石綿取扱事業所等の周辺住民は、石綿ばく露の健康不安があり、「健康リスク調査」の結果を注目している。従って、住民自らが、石綿ばく露のリスク判断に利用できるよう、一般環境経由のばく露の可能性が考えられる者について、石綿ばく露特有の医学的所見である「胸膜プラーク」が認められる者と当該事業所等との距離、居住年数等の関係など、「健康リスク調査」の結果について、環境省として各実施自治体の分析を加え公表されたい。

- (2) 石綿取扱事業所等の操業当時の所在地など、必要な情報の公表

【理由等】

厚生労働省は、労災認定等事業場として認定時の所在地を公表しているが、操業当時の所在地が公表されていない。また、経済産業省や国土交通省の公表には、事業所の所在地を公表していないなど、公表されている情報は十分とは言えない。

今後は、石綿を取り扱っていた当時の事業所等の所在地、操業期間、石綿の種類や量など、各省の情報を統合し公表されたい。

平成23年5月23日

環境省総合環境政策局環境保健部長

佐藤 敏信 様

鳥栖市健康福祉部長	安 原 和 光
横浜市健康福祉局長	立 花 正 人
羽島市福祉部長	奥 田 博 行